

別表3（第2関係）

事業区分	事業内容	事業実施主体	採択要件等
経営基盤強化対策	(1) 園芸用ハウス、育苗ハウス等 (2) 省力化機械・装置 (3) 高品質化機械・装置 (4) 省石油型機械・装置 (5) 土作り用・病虫害低減機械・装置 (6) 選別・調整、加工用機械・装置 (7) 長寿命化対策 (8) 中古ハウスリノベーション対策 (9) 園芸振興において政策的に特に必要な施設、機械・装置、資材等 (10) 大雨・大雪被害防止対策	(1) 県内在住の2戸以上の農業者を含む団体に次に掲げる団体 (ア) 農事組合法人 (イ) 農事組合法人以外の農地所有適格法人 (ウ) 特定農業団体 (エ) 上記(ア)及び(イ)以外の農業者が組織する団体 (2) 県内に事業所を持つ農作業受託組織 (3) 農業協同組合（ただし、農業者にリース方式で支援する場合、又は農作業受託者にレンタル方式で支援する場合に限る。） (4) 市町長が特に必要と認める以下のいずれかの者 (ア) 受益地において有機栽培または佐賀県特別栽培農産物（無化学合成農薬・無化学肥料栽培に限る。）に取り組む農業者、農地所有適格法人 (イ) 当該事業で整備する機械・施設の受益が中山間地域等となる認定農業者 (ウ) 市町内にない新規作物に取り組む認定農業者 (エ) 農事組合法人、農地所有適格法人または認定農業者である法人であって、原則として事業完了日から1年間以内に新規雇用で延べ年200人日以上雇用計画を有する者 (オ) 市町との進出協定等を締結し、農業経営を開始する会社法人 (カ) その他特に市町長が2戸以上の農業者を含む団体を組織できないと認める認定農業者	次の要件を全て満たしていること (1) 対象品目は、原則1品目に統一されていること。 (2) 受益面積は、以下のとおりであること。 (ア) 施設園芸：1受益農業者当たり3a以上 (イ) 露地園芸：1ha以上（個人が事業実施主体となる場合は50a以上） ただし、未来につなぐさが中山間プロジェクト推進要綱に基づき選定されたチャレンジ中山間内かつ、中山間地域等（中山間地域等直接支払交付金実施要領第4の1に規定する対象地域内のうち市町内（※1）に存在する協定農用地（※2）の標高以上に位置する田・畑。）に要する施設・機械等及び当該農地に由来する生産物に要する施設・機械等を整備する事業実施主体については、該当する受益者に限り、施設園芸では1受益農業者当たり1a以上、露地園芸では50a以上（個人が事業実施主体となる場合は25a以上）とする。 ※1）令和5年4月1日時点の市町 ※2）中山間地域等直接支払制度における協定農用地（現対策の協定農用地とする。） (ウ) 露地栽培の「佐賀果試35号」に防風施設を整備する場合：3a以上 (3) 別表5に定める成果目標を一つ選択し、事業実施年度から2年後の具体的な目標を定めており、当該目標の実現が見込まれること。 (4) 事業実施主体の受益者の全てが、事業実施年度に別表6のいずれかのGAP等に取り組むこと、又は、事業実施年度中に取り組むことが困難である場合は、次年度以降に実施するGAPの取組計画を有していること。 (5) 農業者の組織する団体が事業実施主体となる場合、以下の(ア)から(エ)までのうち、2つ以上を共同で行い、共同性を確保すること。 (ア) 本事業で整備する施設・機械等の共同施工・設置 (イ) 以下の共同作業のいずれか（複数の選択可） 土づくり、耕起、播種、育苗、定植、防除、肥培管理、摘果、収穫、選別、調整、出荷、加工、販売など (ウ) 栽培管理現地確認会や研修会の開催 (エ) 施設・装置等の維持管理や栽培管理に必要な資材等の共同購入 (6) 事業実施主体の受益者の全てが、さが園芸888運動に係る推進支部計画の策定及び産地計画（園芸産地888計画）の見直しについて（令和5年2月27日付け園農第2521号佐賀県農林水産部長通知）に定める園芸産地888計画に位置付けられていること、または策定をしていること。 (7) 事業実施主体欄(2)に掲げる事業実施主体の場合、及び(3)に掲げる事業実施主体が農作業受託者にレンタル方式で支援する場合は、農作業受託計画書（参考様式5）を作成すること。 (8) 事業実施主体欄(4)の(オ)に掲げる事業実施主体については、以下の(ア)及び(イ)を満たすこと。 (ア) 市町と締結した進出協定等により、以下の事項に係る具体的な取り決めがあること。 a 市町内での事務所又は事業所の設置に関すること b 県内在住の新規地元雇用者の人数に関すること (イ) 県内で独立して農業経営を開始する新規就農者を事業完了年度の翌年度までに研修生として受け入れること。

別表4（第2関係）

事業区分	事業内容	事業実施主体	採択要件等
園芸産地育成対策			
（1）園芸団地整備対策 施設園芸や果樹栽培の効率化、コスト低減のため大規模区画で施設等の整備をするもの。	（1）園芸用ハウス等、育苗ハウス （2）附帯設備等 （3）中古ハウスリノベーション対策 （4）共同利用機械・施設等	（1）認定農業者（農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定を受けた者。以下同じ。） （2）認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第14条の4第3項の認定を受けた者。以下同じ） （3）県内在住の2戸以上の農業者を含む団体に次に掲げる団体 （ア）農事組合法人（農業協同組合法第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。） （イ）農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法第2条第3項に規定する法人をいう。以下同じ。） （ウ）上記（ア）及び（イ）以外の農業者が組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体に、農業者が全体の議決権の過半を占め、当該団体の事業活動を実質的に支配すると認められる団体とする。以下同じ。） （4）農業協同組合（ただし、農業者にリース方式で支援する場合に限る。） （5）佐賀県農業公社（ただし、農業者にリース方式で支援する場合に限る。） （6）農業協同組合（ただし、農業協同組合自らがトレーニングファーム等修了生を雇用して農業経営を行うことを目的として、園芸用ハウス等を整備する場合に限る。）	次の要件を全て満たしていること。 （1）対象品目は、原則1品目に統一されていること。 （2）受益面積（設置実面積）が1受益農業者当たり3a以上であること。 （3）別表5に定める成果目標を一つ選択し、事業実施年度から2年後の具体的な目標を定めており、当該目標の実現が見込まれること。 （4）事業実施主体の受益者の全てが、事業実施年度に別表6のいずれかのGAP等に取り組むこと、又は、事業実施年度中に取り組むことが困難である場合は、次年度以降に実施するGAPの取組計画を有していること。 （5）農業者の組織する団体が事業実施主体となる場合、以下の（ア）から（エ）までのうち、2つ以上を共同で行い、共同性を確保すること。 （ア）本事業で整備する施設・機械等の共同施工・設置 （イ）以下の共同作業のいずれか（複数の選択可） 土づくり、耕起、播種、育苗、定植、防除、肥培管理、摘果、収穫、選別、調整、出荷、加工、販売など （ウ）栽培管理現地確認会や研修会の開催 （エ）施設・装置等の維持管理や栽培管理に必要な資材等の共同購入 （6）事業実施主体の受益者の全てが、さが園芸888運動に係る推進支部計画の策定及び産地計画（園芸産地888計画）の見直しについて（令和5年2月27日付け園農第2521号佐賀県農林水産部長通知）に定める園芸産地888計画に位置付けられていること、または策定をしていること。 （7）事業内容が、さが園芸888運動園芸団地構想策定要領（令和5年6月23日付園農第649号）に基づき、農林水産部長に承認された園芸団地構想に位置付けられていること。
（2）効率的な露地野菜集出荷対策 露地野菜集出荷の効率化や優位販売のため新たに導入するシステムを整備するもの	（1）露地野菜集出荷システム	（1）県内の農業者を含む団体に次に掲げる団体 （ア）農事組合法人 （イ）農事組合法人以外の農地所有適格法人 （2）対象品目の作付面積が5ha以上の認定農業者 （3）農業協同組合 （4）県内に事業所を持つ野菜集荷業者	次の要件を全て満たしていること。 （1）対象品目は、原則1品目に統一されていること。 （2）受益面積が1ha以上であること。 （3）別表5に定める成果目標を一つ選択し、事業実施年度から2年後の具体的な目標を定めており、当該目標の実現が見込まれること。 （4）事業実施主体の受益者の全てが、事業実施年度に別表6のいずれかのGAP等に取り組むこと、又は、事業実施年度中に取り組むことが困難である場合は、次年度以降に実施するGAPの取組計画を有していること。 （5）事業実施主体の受益者の全てが、さが園芸888運動に係る推進支部計画の策定及び産地計画（園芸産地888計画）の見直しについて（令和5年2月27日付け園農第2521号佐賀県農林水産部長通知）に定める園芸産地888計画に位置付けられていること、または策定していること。 （6）集出荷システム整備計画（参考様式6）が策定され、園芸産地888計画に位置付けられていること。 （7）システムを導入する候補地、運営体制及び方法が決定していること。 （8）システムを導入するエリアにおける対象品目の作付面積が目標年度までに現状の2割以上又は10ha以上拡大すること。